



11月は国民年金月間

問合せ 保険年金課医療・年金G
☎24-1114

国は、毎年11月を「ねんきん月間」、11月30日を「年金の日」と定め、年金制度のしくみ、保険料のご案内などを国民の皆さんに積極的に呼びかけ、公的年金制度への参加意識を持っていただけるように取り組んでいます。

国民年金の大きな特徴・利点

- 保険者は国**……国が責任をもって制度を運営するため、安定した年金です。
- 年金額の一部を国が負担**……私的年金にはない、国の負担があります。
- 物価スライド制**……物価が変動しても、それに応じて年金額は実質的価値が保障されます。
- 老齢基礎年金は終身保証**……生涯にわたって年金が受けられます。
- 全額社会保険料控除の対象**……確定申告の際、全額社会保険料控除の対象になります。
- 障害基礎年金・遺族基礎年金**……けがや死亡など、万が一のときにもあなたや家族を守ります。

国民年金の種類は3種類

日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満のすべての方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。加入者は、職業などにより次の3種類に分かれ、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。転職、結婚等で種別が変わる場合は、2週間以内に手続きしてください。

第1号被保険者

自営業、学生、無職の方(第2号被保険者・第3号被保険者に該当しない方)

第2号被保険者

厚生年金・共済組合に加入している方

第3号被保険者

会社員や公務員の方(第2号被保険者)に扶養されている配偶者

国民年金の保険料の納め方

第1号被保険者

- 日本年金機構(年金事務所)から送付される「納付案内書」で金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください。
- 保険料は、月額1万6,590円(令和4年度)です。
- 口座振替のお申し込みは、ご利用の金融機関で手続きしてください。
- まとめて前払いすると、割引が適用される前納制度があります。

第2号被保険者

勤務先で給料から天引きされます。

第3号被保険者

配偶者が加入している年金制度から拠出金として支払われます。

保険料の各種免除制度について

第1号被保険者で所得の減少や失業等により経済的に保険料の納付が困難な場合、本人が申請すると、前年の所得を審査の上、保険料が免除される制度です。学生には学生納付特例制度があります。新型コロナウイルス感染症の影響により所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能です。所得の審査対象者および内容は下表のとおりです。

種別	納付額(円)	受給資格期間	年金額への反映	追納期間	所得審査対象者
全額免除	0	算入される	される	10年	本人 配偶者 世帯主
4分の3免除	4,150				
半額免除	8,300				
4分の1免除	12,440				
納付猶予制度	0	されない			本人 配偶者
学生納付特例	0				本人

- ※4分の3・半額・4分の1免除に該当した場合、納付部分を納めないと未納期間となります。
- ※国民年金の保険料は、通常、2年1カ月を経過すると納付することができなくなりますが、免除が承認された期間に関しては、10年間はさかのぼって追納できます。ただし令和5年3月31日までに追納する場合、令和2年4月より古い期間は、法令で定められた加算額が付加されます。
- ※納付猶予制度・学生納付特例制度は、納付を猶予する制度であるため、年金受給額を満額に近づけるには、10年以内に追納してください。

ねんきんネットについて

インターネットでご自身の年金加入記録や将来の年金受給見込み額を閲覧できます。日本年金機構のホームページからお申し込みください。

マイナポータルから国民年金手続きの電子申請ができます

国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請、学生納付特例申請については、マイナポータルを利用した電子申請ができます。申請には、マイナンバーカードが必要です。また、マイナポータルと年金ネットを連携することもできます。詳しくは、日本年金機構のホームページをご確認ください。

年金事務所での相談や手続きについて

年金事務所での年金相談や手続きをご希望の場合は、予約相談をご利用ください。相談者の都合に合わせて相談できるほか、相談内容にあった職員が対応します。

予約受付専用電話 ☎0570-05-4890

月～金曜日:午前8時30分～午後5時15分

※予約の際は、基礎年金番号がわかるものを準備してください。

市消防団に組立式防火水槽と資器材収納用物置を整備

宝くじの助成金を活用し、組立式防火水槽(4台)および資器材収納用の物置を整備しました。この助成金は、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源とし実施しているコミュニティ助成事業です。

組立式防火水槽は災害時や訓練で活用し、資器材収納用物置は市消防団南分団に配置し、各種資器材等の保管に役立てていきます。

問合せ 消防本部総務課消防団G ☎23-0417



コロナ禍のまちづくり応援事業(地域課題解決提案部門) 補助金交付事業が決定

問合せ 市民協働課市民協働G ☎55-9298

コロナ禍における新たな地域課題に対し、事業を提案・実施する団体に補助金を交付する「コロナ禍のまちづくり応援事業(地域課題解決提案部門)」に、3団体から事業の提案があり、そのうち下記の2事業に対し、補助金の交付が決定しました。

今後、令和5年2月までの期間に、各団体が事業を実施していく予定です。市政のひろばのイベント情報や市ホームページ、市民協働課フェイスブック「つしま丸カフェ」等で事業をお知らせします。

提案団体名	事業名	提案概要
中一色RCV	耕作放棄地活用によるサツマイモ収穫体験	コロナ禍で地域での集いの場が減少する中、芋掘り体験を通して新しい集いの場が生まれることにより、コミュニケーションの向上から互助活動への参加につなげる。
津島まちや・まちなみ再生機構	民間協力によるまちなかおもてなしトイレ設置事業の試み	アフターコロナに備え、今後期待される観光客の増加と、街のにぎわいを支える基本インフラとして、市民の協力によりDIYでトイレを設置する。また、プロセスのアーカイブと公開を行い、まちなかおもてなしトイレの設置協力を求める。

身近な場所で 「デジタル活用」が学べます

参加費
無料

国では、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、デジタル社会の目指すビジョンとして「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を進めることとしています。このため、総務省では、デジタル活用支援ポータルサイトを含む「デジタル活用支援推進事業」を実施しています。

スマートフォンを活用したい方へ

高齢者をはじめとしたさまざまな方が、デジタル機器・サービスの利用方法を講習会で学ぶことができます。「スマートフォンを使いこなしたい」「オンラインで行政手続きを利用したい」という方は、市内にて事業者が実施している「デジタル活用支援講習会(スマホ教室)」にご参加ください。

実施場所・問合せ

クローバーTVショップ津島店(ヨシツヤ津島本店内)

西尾張シーエーティーヴィ株式会社 ☎58-1067

ソフトバンク津島(今市場町4丁目9 サンガーデン1F)

ソフトバンク株式会社 ☎28-7081

内容

- ・スマートフォンの基本的な操作
 - ・SNSの使い方
 - ・マイナポイントの申込方法
 - ・健康保険証利用の登録
 - ・公金受取口座の登録
 - ・マイナポータルの活用方法 など
- ※開催される講座は時期により変わります。

成人式は令和5年から はたちの集いにかわります



民法改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられましたが、市では、「はたちの集い」として現行どおり20歳の方々を対象に記念行事を行います。なお、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、2部制での開催とします。

令和5年津島市はたちの集い

日時 令和5年1月8日(日) 場所 文化会館大ホール

対象 平成14年4月2日～15年4月1日生まれの方

午前
の部

午前11時から30分程度
(午前10時15分から受付開始)
天王中学校区および暁中学校区の在住者

午後
の部

午後2時30分から30分程度
(午後1時45分から受付開始)
藤浪中学校区および神守中学校区の在住者

その他

- ・該当する方には、12月上旬(予定)に案内状を送付します。
- ・他市町村の記念行事へ参加を希望する方は、該当の市町村役場等へお問い合わせください。
- ・記念行事に関する最新の情報は市ホームページをご確認ください。

問合せ 社会教育課生涯学習・文化振興G ☎55-9421

秋季 全国火災 予防運動

11月9日(水)～
15日(火)の7日間



2022年度
全国統一防火標語



お出かけは マスク戸締り 火の用心

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、市民のみなさんの火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を予防し、死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とした活動です。

住宅防火 いのちを守る ポイント



4つの習慣

- 1 寝たばこは絶対にしない、させない
- 2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない
- 3 こんろを使うときは火のそばを離れない
- 4 コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く

6つの対策

- 1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する
- 2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- 3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは防災品を使用する
- 4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく
- 5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
- 6 防火・防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

10年経ったら交換しましょう



つけて安心!住宅用火災警報器

一般住宅では住宅用火災警報器の設置が義務化されています。まだ設置されていない家庭は、大切な家族と自身のために住宅用火災警報器を設置しましょう。

補助金制度をご利用ください

市の65歳以上の「ひとり暮らし老人」登録を受けている方で、寝室に取り付ける煙式感知器1個につき購入費用の2分の1に相当する額(上限は3,000円)を補助します。

取り付けも支援します

住宅用火災警報器の取り付けが困難な高齢者や障がい者世帯を対象に、消防職員がお宅を訪問し、無償で取り付けをお手伝いします。

申込方法

インターネットから申請用紙をダウンロードしていただき、下記へ。申請書は消防本部でも用意しています。

代理の方の申し込みも可能です。

問合 消防本部予防課設備G ☎23-0419

鳴りますか、住宅用火災警報器

維持管理の確認ポイントは2つ

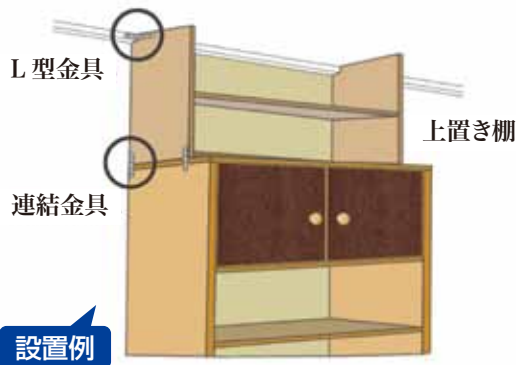
1 定期的な点検を!

ボタンを押すまたは紐を引いて定期的に点検しましょう。警報音とランプが付かなければ電池の交換が必要です。

2 10年を目安に交換を!

設置後は、電池の消耗だけでなく感知センサー部分の機器寿命も含め10年を目安に本体全ての交換をお願いします。

いざという時に 慌てないために



家具転倒防止金具取付の申請受付(無料)

大きな地震で家具が倒れると、けがをしたり避難の障害になります。市では、無償で家具転倒を防止するための金具の取り付けを行っています。

対象 市内の住宅にお住まいの世帯

対象家具 寝室、居間などの住宅内で利用頻度が高い部屋に置かれた書棚、たんすなどの木製品家具

※電化製品、ピアノ、仏壇、仏具などは対象外

取付個数 1世帯につき3点まで

受付定数 20件(先着)

申込 令和5年1月31日(火)までに直接問い合わせ先へ。

その他

- ・家具転倒防止金具取付作業は市職員ではなく業務受託者(NPO法人防災津島の会)が行います。
- ・申請受付後に、業務受託者から申請者宅に作業日等を決める打ち合わせの電話をさせていただきます。
- ・賃貸マンションや借家にお住まいの方が申請される場合は、大家等の家屋所有者から転倒防止金具の取付について了承されてから申請してください。
- ・この事業は、家具の転倒防止を完全に保証するものではありません。家具の転倒による被害が発生しても市および業務受託者は、倒壊被害に係る賠償責任は負いません。



防災教室(後期)

毎月第3日曜日の家庭防災の日にあわせて親子で楽しめる防災教室を開催します。毎回参加者へ防災に役立つグッズをお渡しします。

日時・場所・定員 下表のとおり

対象 市内在住・在勤の方

申込 11月7日(月)以降に電話または直接問い合わせ先へ。

その他 防災に関する理解を深めるため、全ての回の参加をお勧めしますが、興味のある回のみに参加することも可能です。

開催日時	テーマ	内容	対象	場所	定員
12月18日(日) 午前10時～11時	クラウンと一緒に 楽しく防災を学ぼう	遊びながら防災を学ぶことができる防災クイズ等のゲーム大会を実施します(順位に応じた景品あり)。	どなたでも	生涯学習 センター 第1会議室	各30人 (先着)
1月15日(日) 午前10時～11時	いつでもどこへ 避難するか学ぼう	大雨等の災害時にいつでもどこへ避難すればよいかを学びます。			
2月19日(日) 午前10時～11時	防災備蓄に ついて考えよう	大人は各家庭で備蓄しておくべき物や市で備蓄している備蓄品について学び、子どもは身近な物を用いた防災グッズを作成します。			

11月13日(日)は「あいち地震防災の日」

県は、皆さんの地震防災に関する理解を深めていただき地震防災活動のより一層の充実を図るため、毎年11月の第2日曜日を「あいち地震防災の日」と定めています。

この機会に、いざという時に慌てず行動ができるよう、家具の固定状況、食糧・水・医薬品等の備蓄物資、防災用具の点検、避難場所の位置および避難経路や家族間の連絡方法等の確認をしておきましょう。

防災は、「自分の身は自分で守る」が基本です。1人ひとりができることから始めて、いざという時に備えましょう。
※避難所、災害への備え、災害発生時にとる行動等について、市ホームページもご覧ください。



問合 危機管理課危機防災G ☎55-9594

11月市民相談

※相談員の都合により相談を休むことがありますので、当日、電話でご確認ください。翌月7日分まで掲載。
※予約制の相談は、受付件数が限られていますので、ご希望の日時に相談できない場合があります。

相談名	日時	場所	問合せ
行政相談	4日、12月2日 午前10時～正午	市役所1階相談室	人事秘書課秘書G ☎24-1123
内職相談	10、17、24日、12月1日 午前10時～正午、午後1時～3時	総合保健福祉センター 2階市民相談室	相談日のみ ☎24-3456
弁護士相談(要予約)	1、15日、12月6日 午後1時～3時	総合保健福祉センター 2階市民相談室	社会福祉協議会 ☎25-8411
司法書士相談(要予約)	22日 午後1時～3時	総合保健福祉センター 2階市民相談室	社会福祉協議会 ☎25-8411
心配ごと相談	11日 午前9時～正午 受付は午前11時30分まで	総合保健福祉センター 2階市民相談室	社会福祉協議会 ☎25-8411
みんなの人権110番	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分	法務局・地方法務局および その支局の窓口	☎0570-003-110
高齢者の健康相談	1、8、22、29日、12月6日 午後1時～3時	老人福祉センター	☎28-7561
高齢者の健康相談	9、16、30日、12月7日 午後1時～3時	神島田祖父母の家	☎32-2151
認知症相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前10時～午後4時	— (電話相談)	公益社団法人認知症のひと 家族の会・愛知県支部 ☎0562-31-1911
家庭児童相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分	総合保健福祉センター 3階家庭児童相談室	☎24-0350
年金相談(要予約)	17日 午前10時～午後3時	市役所1階相談室	保険年金課医療・年金G ☎24-1114
法律相談(要予約)	8日 午後1時～4時	市役所1階相談室	総務デジタル課庶務G ☎55-9606
消費生活相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前9時～午後4時30分	海部総合庁舎1階	海部地域消費生活センター ☎23-0150
相続・登記相談(要予約) ※ただし、相続税は除く	2日、12月7日 午後1時～3時	津島商工会議所相談室	津島商工会議所 ☎28-2800
創業・経営 個別無料相談会 (要予約)	10、16日、12月2日 午前9時～午後5時	津島商工会議所相談室	津島商工会議所 ☎28-2800
労働者特別相談・ 勤労者金融相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前10時～正午、午後1時～4時	— (電話相談)	勤労者安心ネットワークセンター ☎0120-81-1505
ファミリー・サポート・ センター移動事務所	25日 午前10時30分～正午	西地区子育て 支援センター	ファミリー・サポート・センター ☎55-7708
手話通訳者設置日	2、9、10、16、17、24、30日、12月1、7日 午前9時～正午、午後1時～4時	市役所福祉課	福祉課福祉G FAX24-1138 ☎24-1115

津島データファイル

人口と世帯 (外国人を含む)	総数	60,691人(-49)
	男	29,938人(-26)
	女	30,753人(-23)
	世帯数	27,052世帯(+7)
	10月1日現在、()内は前月比	
市内の交通事故・ 犯罪 [8月]	事故発生件数	16件(98件)
	うち死亡者	0人(1人)
	犯罪発生件数	25件(207件)
	()内は令和4年中の累計	
市内の火災	8月	1件(10件)
()内は令和4年中の累計		
救急車の 出動回数	8月	329件(2,192件)
()内は令和4年中の累計		

今月の市税や料金など 納期限 令和4年11月30日(水)

国民健康保険税…第7期 介護保険料…第8期 市営・改良住宅家賃、
住宅新築資金等償還金、保育所等利用者負担金…11月分
後期高齢者医療保険料…第5期

市税の今後の納期

	12月	1月	2月
市民税・県民税	—	第4期	—
固定資産税・都市計画税	第3期	—	第4期
国民健康保険税	第8期	第9期	第10期

税や料金の納付には便利な口座振替をご利用ください

水道料金をはじめ、市に対するお支払いの多くにご利用いただけます。
取扱金融機関の窓口にてお申し込みください。

取扱金融機関

いちい信用金庫、三菱UFJ銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三十三銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、東海労働金庫、海部東農業協同組合、あいち海部農業協同組合、ゆうちょ銀行(郵便局)